平成２３年（フ）第２５号
広島市中区舟入町１番７―804号　サンシャイン舟入５
債務者　前座　万里
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７号
広島市南区宇品神田３丁目６―18　みつぎビル303、住民票上の住所広島市中区西白島町22番58―1014号
債務者　森本真由美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７号
広島県尾道市向島町5465番地７
債務者　兼　　大蔵
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
愛媛県西条市壬生川1004番地５、旧住所香川県高松市仏生山町甲784番地１
債務者　芥川　英治
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２３７号
愛媛県新居浜市御蔵町２番33号
債務者　塩田豊代子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２３９号
愛媛県四国中央市上柏町1336番地４
債務者　石川　功一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２４０号
愛媛県四国中央市上柏町1336番地４
債務者　石川　　保
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２４１号
愛媛県四国中央市上柏町1336番地４
債務者　石川　貴之
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２４２号
愛媛県新居浜市大生院1944番地の36
債務者　松本　里美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２４３号
愛媛県西条市吉田347番地
債務者　首藤　祐志
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３１号
愛媛県宇和島市丸穂町１丁目５番18号　グリーンタウンタナカ22号
債務者　市尾　　崇
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９７号
高知県吾川郡仁淀川町森2577番地４
債務者　谷口ゆう子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第３号
高知県須崎市安和1163番地４
債務者　横田小百合
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１８３号
福岡県飯塚市相田32番地１　フラット８仲江18号、前住所福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南２丁目８番１号
債務者　古野　直美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９号
福岡県飯塚市伊岐須317番地４　コーポラス大森407
債務者　渡邊　数弘
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１０号
福岡県飯塚市伊岐須317番地４　コーポラス大森407
債務者　渡邊　由香
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１４７号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地、前住所福岡県宮若市磯光590番地53
債務者　大町　惠美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所直方支部